



発行 新潟県

第 50 号

令和7年6月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 664 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 665 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 666 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 667 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 668 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 669 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の廃止届（障害福祉課）
- 670 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 671 令和8年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間（雇用能力開発課）
- 672 令和8年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間（雇用能力開発課）
- 673 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 674 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 675 新潟県資源管理方針の一部を改正する告示（水産課）
- 676 まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域、まだら本州日本海北部系群及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量（水産課）
- 677 道路の区域変更（道路管理課）
- 678 道路の区域変更（道路管理課）
- 679 道路の供用開始（道路管理課）
- 680 道路の区域変更（道路管理課）
- 681 道路の区域変更（道路管理課）
- 682 道路の供用開始（道路管理課）
- 683 指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更（建築住宅課）

公 告

- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会規程

- 8 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 31 参議院新潟県選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日（選挙管理委員会）
- 32 参議院新潟県選出議員選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定（選挙管理委

員会)

- 33 参議院新潟県選出議員選挙において手話通訳を付して政見を録画する放送事業者の指定(選挙管理委員会)

公安委員会規則

- 7 質屋営業法施行細則等の一部を改正する規則(生活安全企画課)
8 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)

正 誤

令和7年3月28日付け県報号外4 人事委員会規則第6-1937号中(人事委員会事務局総務課)

告 示

◎新潟県告示第664号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	care youth 訪問看護リハビリステーション	新潟県燕市白山町一丁目1番23号	care youth 合同会社	令和7年6月1日

◎新潟県告示第665号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項(又は第115条の5第2項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
アースサポート阿賀野	新潟県阿賀野市保田2844	アースサポート株式会社	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	令和7年3月26日	令和7年4月30日
ニチイケアセンター長岡	新潟県長岡市喜多町1107番地1	株式会社ニチイ学館	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和7年4月16日	令和7年5月31日
株式会社アルプスビジネスクリエーション南魚沼店	新潟県南魚沼市六日町801番地9	株式会社アルプスビジネスクリエーション	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉	令和7年4月30日	令和7年5月31日

			用具販売		
--	--	--	------	--	--

◎新潟県告示第666号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
生活介護	ハルガーデン	村上市安良町1番1号 1F	合同会社BOND	令和7年 6月1日
就労継続支援B型	つぐみの里	阿賀野市下里646番	すずめのお宿株式会社	令和7年 6月1日

◎新潟県告示第667号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護	ヘルパーステーションさわやか苑長岡藤沢	長岡市荻野1丁目7番14号	株式会社クレアメデ イコ	令和7年 5月31日
重度訪問介護				

◎新潟県告示第668号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	あさひ倶楽部	三条市西裏館3丁目4番21号	社会福祉法人あさひ共生福祉会	令和7年 6月1日

◎新潟県告示第669号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
地域移行支援	雪椿の舎相談支援センター	加茂市陣ヶ峰4番10号	特定非営利活動法人 加茂市手をつなぐ育成会	令和7年 3月31日
地域定着支援				

◎新潟県告示第670号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働部産業立地課において縦覧に供する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
西山工業流通団地	柏崎市西山町坂田字初鶴の一部 柏崎市西山町妙法寺字袖浦の一部	令和7年6月27日

◎新潟県告示第671号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第4条の規定により、令和8年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、令和8年4月1日から実施する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

令和8年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練定員	訓練期間
新潟テクノスクール	精密機械加工科	40	2年
	電気システム科	30	2年
	自動車整備科（デュアルシステム訓練）	40	2年
上越テクノスクール	自動車整備科	50	2年
	メカトロニクス科	40	2年
三条テクノスクール	メカトロニクス科	40	2年
	工業デザイン科	35	2年
	生産システム科	40	2年
魚沼テクノスクール	建築施工科	40	2年
	電気施設科	15	1年
合 計		370	

◎新潟県告示第672号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第27条の規定により、令和8年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、令和8年4月1日から実施する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

令和8年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練定員	訓練期間
新潟テクノスクール	溶接科	30	6か月
	ビル設備管理科	30	6か月
上越テクノスクール	溶接科	20	6か月
	木造建築科	15	1年
	ビジネススタッフ科	15	1年
三条テクノスクール	溶接科	30	6か月
合 計		140	

◎新潟県告示第673号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
--------	----	------------

胎内市富岡字山ノ下453－2	田	833
胎内市富岡字山ノ下454	田	1,999
胎内市富岡字山ノ下455－1	田	1,644
胎内市江尻字川端497－1	田	696
胎内市江尻字川端497－2	田	2,832

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和7年11月	5年	308,975円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 星 丈 志

〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第28号（令和7年5月30日発行）で告示したが、令和7年6月13日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新発田支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局新発田支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第674号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域内）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
村上市	72者	瀬波上川原905番ほか285筆 41.9ha
阿賀野市	50者	田中中道上23番1ほか294筆 33.5ha
新発田市	5者	小舟渡1262番ほか19筆 4.4ha
胎内市	71者	羽黒ブタイ2141番1ほか396筆 60.7ha
聖籠町	10者	大夫興野西勝335番1ほか37筆 4.1ha
新潟市	258者	北区高森新田立割2542番ほか1,856筆 172.7ha
五泉市	24者	橋田橋田1161番1ほか239筆 23.0ha
阿賀町	13者	両郷三郎右エ門分甲3616番ほか29筆 3.5ha
三条市	1者	福島新田丙2567番 0.4ha
燕市	50者	渡部宝崎1491番3ほか221筆 16.8ha
加茂市	2者	加茂新田正川4619番ほか26筆 3.0ha
弥彦村	7者	麓尻付1297番ほか14筆 2.3ha
長岡市	185者	飯塚字長日1833番ほか779筆 78.0ha
見附市	1者	杉澤町五十刈255番1ほか1筆 0.4ha
魚沼市	45者	堀之内布場937番1ほか133筆 15.1ha
南魚沼市	1者	東泉田寺ケ鼻96番1ほか5筆 0.4ha
十日町市	17者	倉俣甲6131番ほか57筆 9.9ha
津南町	1者	谷内3727番1ほか4筆 0.3ha
上越市	131者	浦川原区上岡前田1911番ほか518筆 54.0ha
妙高市	10者	広島2丁目441番1ほか38筆 3.1ha

糸魚川市	4者	西谷内江表1007番ほか8筆 1.7ha
佐渡市	39者	新穂潟上2995番ほか95筆 16.6ha
合 計	997者	5,076筆 545.5ha

(2) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域外）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
村上市	4者	山辺里下江411番ほか4筆 0.3ha
阿賀野市	8者	法柳大割171番ほか20筆 1.1ha
新潟市	28者	北区十二長戸呂浦565番4ほか91筆 5.7ha
小千谷市	2者	池ヶ原東山570番ほか3筆 0.3ha
南魚沼市	1者	東泉田保々島1116番1ほか2筆 0.2ha
合 計	43者	125筆 7.5ha

(3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	34者	瀬波上川原905番ほか285筆 41.9ha
阿賀野市	46者	田中中道上23番1ほか294筆 33.5ha
新発田市	3者	小舟渡1305番ほか19筆 4.4ha
胎内市	17者	羽黒仁谷野2734番ほか396筆 60.7ha
聖籠町	10者	大夫興野西勝335番1ほか37筆 4.1ha
新潟市	161者	北区三ツ森川原201番ほか1,860筆 173.0ha
五泉市	19者	橋田橋田1161番1ほか239筆 23.0ha
阿賀町	2者	両郷三郎右エ門分甲3616番ほか29筆 3.5ha
三条市	1者	福島新田丙2567番 0.4ha
燕市	15者	渡部宝崎1491番3ほか221筆 16.8ha
加茂市	3者	加茂新田正川4619番ほか26筆 3.0ha
弥彦村	6者	麓尻付1297番ほか14筆 2.3ha
長岡市	65者	飯塚字長日1833番ほか779筆 78.0ha
見附市	1者	杉澤町五十刈255番1ほか1筆 0.4ha
魚沼市	21者	堀之内布場937番1ほか133筆 15.1ha
南魚沼市	2者	東泉田寺ヶ鼻96番1ほか15筆 0.8ha
十日町市	6者	倉俣甲6131番ほか57筆 9.9ha
津南町	2者	谷内3727番1ほか7筆 0.6ha
上越市	31者	浦川原区上岡前田1911番ほか518筆 54.0ha
妙高市	4者	広島2丁目441番1ほか38筆 3.1ha
糸魚川市	4者	西谷内江表1007番ほか8筆 1.7ha
佐渡市	38者	新穂潟上2764番ほか103筆 18.4ha
合 計	491者	5,101筆 548.5ha

(4) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	4者	山辺里下江411番ほか4筆 0.3ha
阿賀野市	6者	法柳大割171番ほか20筆 1.1ha
新潟市	21者	北区十二長戸呂浦565番4ほか91筆 5.7ha
小千谷市	2者	池ヶ原東山570番ほか3筆 0.3ha
南魚沼市	1者	東泉田保々島1116番1ほか2筆 0.2ha
合 計	34者	125筆 7.5ha

(5) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等	賃借権の設定等を受ける土地
-----	---------	---------------

	受ける者	
村上市	7 者	有明頓謹2829番ほか83筆 9.9ha
阿賀野市	4 者	牧島家ノ前62番ほか33筆 3.6ha
新発田市	1 者	上新保1297番 0.2ha
胎内市	7 者	並槻村下827番ほか58筆 7.5ha
聖籠町	7 者	蓮野新道下2091番1ほか67筆 4.8ha
新潟市	63者	北区高森新田浦谷内2758番ほか649筆 56.1ha
五泉市	5 者	橋田橋田221番8ほか47筆 2.3ha
三条市	2 者	大宮新田出来潟792番ほか1筆 0.4ha
長岡市	5 者	下々条町畑田2722番ほか194筆 15.2ha
南魚沼市	1 者	三郎丸下島1168番1ほか10筆 0.8ha
十日町市	1 者	下平新田418番ほか1筆 0.3ha
上越市	6 者	清里区馬屋吹上238番1ほか48筆 4.9ha
糸魚川市	3 者	大野宮ノ下2772番ほか125筆 9.8ha
佐渡市	1 者	金井新保西沖595番1ほか47筆 6.1ha
合 計	113者	1,377筆 122.0ha

(6) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	1 者	五郎巻居浦478番1ほか2筆 0.3ha
新潟市	3 者	西区大潟大潟555番ほか4筆 0.3ha
糸魚川市	1 者	上刈5丁目1175番ほか6筆 0.5ha
合 計	5 者	15筆 1.0ha

(7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地
五泉市	2 者	論瀬掛上り5640番ほか4筆 0.6ha
長岡市	6 者	鳥越東2309番ほか6筆 2.2ha
佐渡市	17者	中興東沖1934番ほか47筆 8.6ha
合 計	25者	60筆 11.5ha

(8) 農地中間管理機構による所有権の移転（売渡・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
五泉市	2 者	論瀬掛上り5640番ほか4筆 0.6ha
長岡市	3 者	鳥越東2309番ほか6筆 2.2ha
佐渡市	8 者	中興東沖1934番ほか47筆 8.6ha
合 計	13者	60筆 11.5ha

2 認可年月日

令和7年6月27日

◎新潟県告示第675号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、新潟県資源管理方針（令和6年新潟県告示第752号）を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県資源管理方針の一部を改正する告示

新潟県資源管理方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第1～第8 (略)	第1～第8 (略)
(別紙1－1)～(別紙1－6) (略)	(別紙1－1)～(別紙1－6) (略)
(別紙1－7)	(別紙1－7)
第1 特定水産資源 まさば及びごまさば対馬暖流系群 (略)	第1 特定水産資源 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 (略)
(別紙1－8)～(別紙1－11) (略)	(別紙1－8)～(別紙1－11) (略)
(別紙1－12)	(新規)
第1 特定水産資源 ぶり	
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の 管理の手法等	
新潟県ぶり漁業	
1 当該知事管理区分を構成する事項	
(1) 水域	
(2)の対象とする漁業が、ぶりをとる水域	
(2) 対象とする漁業	
新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事 業所の所在地がある者がぶりをとる漁業(大臣 管理区分に係るものを除く。)	
(3) 漁獲可能期間	
周年	
2 漁獲量の管理の手法等	
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲 量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限 は、次のとおりとする。	
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日ま で	
第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準	
全量を当該知事管理区分に配分する。	
第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管 理に関する事項	
該当なし	
第5 その他資源管理に関する重要事項	
資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第 1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステッ プアップ管理を行う。	
(別紙2－3)～(別紙2－9) (略)	(別紙2－3)～(別紙2－9) (略)
(別紙3－1) (削除)	(別紙3－1)
	第1 水産資源 ぶり
	第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価の親魚量を、2033年までに、

(別紙3-2)～(別紙3-10)(略)	提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 <u>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> 新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。 <u>第4 その他資源管理に関する重要事項</u> 該当なし。 (別紙3-2)～(別紙3-10)(略)
---------------------	---

◎新潟県告示第676号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域、まだら本州日本海北部系群及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域、まだら本州日本海北部系群及びぶりに関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 まさば及びごまさば対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まさば・ごまさば漁業	現行水準

2 ずわいがに日本海系群B海域

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県ずわいがに漁業	686トン

3 まだら本州日本海北部系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まだら漁業	試行水準

4 ぶり

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県ぶり漁業	101,000トンの内数

◎新潟県告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 矢津猿和田停車場線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市中川新字大道西2429番から	新	7.1～13.2メートル	116.7メートル
同市猿和田字屋敷添455番1まで	旧	6.0～11.6メートル	118.8メートル

◎新潟県告示第678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 289号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市荻堀字川前817番14から	新	7.8～16.8メートル	178.0メートル
同市荻堀字川前828番3まで	旧	7.3～16.8メートル	178.0メートル

備考 路線の重用

一部区間一般国道290号と重用

◎新潟県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 一般国道 289号
- 2 供用開始の区間
三条市荻堀字川前817番14から同市荻堀字川前828番3まで
- 3 供用開始の期日 令和7年6月27日

◎新潟県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 燕分水線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
燕市田中新字前田355番4から			

同市野本字村附554番1まで	新	6.5～55.8メートル	651.0メートル
	旧	6.5～55.8メートル	648.3メートル

◎新潟県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地

- ・行政課において縦覧に供する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山ノ相川下条停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市下組字中峰4333番7から	新	8.5～24.0メートル	270.0メートル
同市下組字丑池4067番1まで	旧	6.0～24.0メートル	270.4メートル

◎新潟県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地

- ・行政課において縦覧に供する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 山ノ相川下条停車場線
- 2 供用開始の区間
十日町市下組字中峰4333番7から同市下組字丑池4067番1まで
- 3 供用開始の期日 令和7年6月27日

◎新潟県告示第683号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名称
一般財団法人 日本建築総合試験所
- 2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	一般財団法人 日本建築総合試験所 構造判定センター 大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号	一般財団法人 日本建築総合試験所 構造判定センター 大阪事務所 大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号 東京事務所 東京都港区西新橋一丁目5番8号

- 3 変更する年月日

令和 7 年 7 月 1 日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、新潟県が調達する新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用照合情報読取装置の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 6 月 27 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用照合情報読取装置の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和 7 年 6 月 27 日（金）から令和 7 年 7 月 25 日（金）まで、新潟県知事政策局 ICT 推進課ホームページでダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>

(2) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和 7 年 7 月 25 日（金） 午後 3 時 30 分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県庁行政庁舎 16 階入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書（仕様書を含む）の交付を受けている者であること。

(4) 5 に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3 (1) に定める入札執行前 1 年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和 7 年 6 月 27 日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和 7 年 7 月 17 日（木） 午後 5 時まで

イ 提出方法

本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号：950－8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

電話：025－280－5953

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和7年7月22日（火）までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に契約期間の月数を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に

1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県団体内統合宛名システム用サーバ機器等一式(その3)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和 7 年 6 月 27 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県団体内統合宛名システム用サーバ機器等一式(その3)の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和 7 年 6 月 27 日(金) から令和 7 年 8 月 8 日(金) まで、新潟県知事政策局 ICT 推進課ホームページでダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>

(2) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和 7 年 8 月 8 日(金) 午後 1 時 30 分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 本件入札に係る入札説明書（仕様書を含む）の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和7年6月27日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和7年7月25日（金） 午後5時まで

イ 提出方法

本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号：950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

電話：025-280-5953

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和7年8月1日（金）までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に契約期間の月数を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(4) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ その他詳細は、入札説明書による。
- ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

Niigata Prefectural Individual Identification Number Management System
System Servers and Software applications

(2) Time and place of bidding:

13:30 p.m. Aug 8, 2025

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,
Niigata, JAPAN

- (3) For more information, please contact the following division in Japanese:

ICT Promotion Division

Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,
Niigata, JAPAN

〒950-8570

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ダイレックス水原店

所在地 阿賀野市庄ヶ宮字沢田684番 外

設置者 日生不動産株式会社

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）原信水原店

（変更後）ダイレックス水原店

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）日生不動産株式会社 代表取締役 内藤 博 新潟県新潟市中央区上近江四丁目2番19号

（変更後）日生不動産株式会社 代表取締役 内藤 博 新潟県新潟市中央区上近江四丁目1番3号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社原信 代表取締役 原 和彦 新潟県長岡市中興野18番2 他1者

（変更後）ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

3 変更年月日

2-(1)、(3) 令和7年5月31日

2-(2) 平成30年5月7日

4 変更の理由

2-(1)、(3) テナントの入替のため

2-(2) 建物設置者の住所変更のため

5 届出年月日

令和7年6月1日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、阿賀野市産業建設部商工観光課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

令和7年6月27日から令和7年10月27日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、温冷配膳車の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 6 月 27 日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

温冷配膳車 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院 栄養課

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町 2 丁目 15 番地 3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線 2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記 3 (1) の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和 7 年 7 月 8 日（火）午前 10 時 30 分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3 階研修室 A

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和 60 年新潟県病院局管理規程第 5 号。以下「規程」という。）第 186 条第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年6月27日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

A重油1種1号 30,000リットル 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及びA重油納入仕様書による。

(3) 納入期限

令和7年7月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院構内地下タンク（No. 1及び2）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「燃料・油脂類」に登録されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書、入札参加申請書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加申請書の提出期限

令和7年7月7日（月）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和7年7月9日（水）午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第8号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
佐渡市	(略) 介護老人保健施設 すこやか両津 (略)	(略) <u>佐渡市中興乙</u> <u>1601番地1</u> (略)	佐渡市	(略) 介護老人保健施設 すこやか両津 (略)	(略) <u>佐渡市春日1137</u> <u>ー4</u> (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第31号

令和7年7月20日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めた。

令和7年6月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

被登録資格決定基準日 令和7年7月2日

（ただし、年齢については、令和7年7月20日とする。）

◎新潟県選挙管理委員会告示第32号

令和7年7月20日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和7年6月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

令和7年7月3日

◎新潟県選挙管理委員会告示第33号

令和7年7月20日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、候補者から手話通訳を付して政見を録画するよう申込があったときに手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

令和7年6月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

日本放送協会新潟放送局

株式会社新潟放送

株式会社NST新潟総合テレビ
株式会社新潟テレビ二十一

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第7号

質屋営業法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月27日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

質屋営業法施行細則等の一部を改正する規則

(質屋営業法施行細則の一部改正)

第1条 質屋営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第16号）の一部を次の表のように改正する。
(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前						
別記様式第12号（第6条関係） 聴聞公示書 (略) 1・2（略） 3 事案番号	別記様式第12号（第6条関係） 聴聞公示書 (略) 1・2（略） 3 当事者(不利益処分の名あて人となるべき者) <table><tr><td>号</td><td>住所又は居所</td><td>氏名又は名称</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	号	住所又は居所	氏名又は名称			
号	住所又は居所	氏名又は名称					

(古物営業法施行細則の一部改正)

第2条 古物営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第17号）の一部を次の表のように改正する。
(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前						
別記様式第 6 号（第 7 条関係） 聴聞の開催について（公示） (略) 1 <u>事案番号</u> 2・3 (略)	別記様式第 6 号（第 7 条関係） 聴聞の開催について（公示） (略) 1 <u>聴聞の件名</u> 2・3 (略) 4 <u>当事者(不利益処分の名あて人となるべき者)</u> <table><tr><td>番号</td><td>住居又は居所</td><td>氏名又は名称</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	番号	住居又は居所	氏名又は名称			
番号	住居又は居所	氏名又は名称					

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成23年新潟県公安委員会規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後	改正前				
別記様式第11号（第9条関係） 聴聞開催公示書 (略) 1・2 (略) 3 <u>事案番号</u>	別記様式第11号（第9条関係） 聴聞開催公示書 (略) 1・2 (略) 3 <u>不利益処分の名あて人となるべき者</u> <table border="1"> <tr> <td>住所 (法人の場合は本店 所在地)</td><td>氏名(法人の場合は 法人名及びその代表 者の氏名)</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	住所 (法人の場合は本店 所在地)	氏名(法人の場合は 法人名及びその代表 者の氏名)		
住所 (法人の場合は本店 所在地)	氏名(法人の場合は 法人名及びその代表 者の氏名)				

(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第4条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前						
別記様式第12号（第13条関係） 聴聞の開催について（公示） (略) 1・2（略） 3 事案番号	別記様式第12号（第13条関係） 聴聞の開催について（公示） (略) 1・2（略） 3 当事者(不利益処分の名あて人となるべき者)<table><tr><th>番号</th><th>住所又は居所</th><th>氏名又は名称</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	番号	住所又は居所	氏名又は名称			
番号	住所又は居所	氏名又は名称					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月27日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤良人

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(緊急自動車の指定)	(緊急自動車の指定)
第4条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定を受けようとする者は、別記様式第1の申請書に自動車検査証記録事項(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。第6条第1項及び第7条の2第3項第1号において同じ。)が記載された書面を添えて申請しなければならない。	第4条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定を受けようとする者は、別記様式第1の申請書に自動車検査証記録事項(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。第6条第1項において同じ。)が記載された書面を添えて申請しなければならない。
2～6 (略)	2～6 (略)
(駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両)	(駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両)
第7条の2 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項本文に規定する駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。	第7条の2 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項本文に規定する駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。
(1)～(10) (略)	(1)～(10) (略)
(11) 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第5の2の標章を掲出しているもの イ 医師の緊急往診、医師の指示を受けた保健師、看護師若しくは准看護師の緊急訪問介護又は助産師の緊急訪問助産等のため使用中のもの	(11) 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第5の2の標章を掲出しているもの イ <u>急病者等に対する</u> 医師の緊急往診のため使用中のもの
ロ～ヲ (略)	ロ～ヲ (略)
ワ <u>イからヲまでに掲げるもののほか、公益上やむを得ないと公安委員会が認める用務のために使用中のもの</u>	
(12) 歩行が困難であると認められる次に掲げる者が現に使用中の車両で、別記様式第5の3の標章(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲出しているもの(ホにあっては、昼間(日出から日没までの時間をいう。)に限る。)イ～ホ (略)	(12) 歩行が困難であると認められる次に掲げる者が現に使用中の車両で、別記様式第5の3の標章(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲出しているもの(ホにあっては、昼間(日出から日没までの時間をいう。)に限る。)イ～ホ (略)
ヘ <u>イからホまでに掲げるもののほか、これに準ずる障害を有する者で、歩行が困難であると公安委員会が認めるもの</u>	ヘ <u>イからホに掲げるもののほか、これに準ずる障害を有する者で、歩行が困難であると公安委員会が認めるもの</u>
2 前項第11号又は第12号に掲げる車両に係る標章の交付を受けようとする者(新潟県内に住所を有する者に限る。)は、別記様式第5の4の申請書により新潟県内のいずれかの警察署長を経由して、公安委員会に申請しなければならない。	2 前項第11号又は第12号に掲げる車両に係る標章の交付を受けようとする者(新潟県内に住所を有する者に限る。)は、別記様式第5の4の申請書により住所 地 を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に申請しなければならない。
3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の書	3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の書

類又はその写しを添付しなければならない。

(1) 第1項第11号に掲げる車両に係る標章

イ 当該車両に係る自動車検査証（道路運送車両法第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。）又は自動車検査証記録事項が記載された書面（以下この号及び第7条の5第3項において「自動車検査証等」という。）

ロ 当該車両に係る用務を疎明する書面（イの自動車検査証等で用務が疎明できる場合を除く。）

(2) 第1項第12号に掲げる車両に係る標章

イ （略）

ロ 標章の交付を受けようとする者の住民票。ただし、標章の交付を受けようとする者が、自身で申請書を提出する場合は、本人であることを証する書面の提示に代えることができる。

4～6 （略）

7 第1項第11号又は第12号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第5の5の申請書により第2項に基づき申請書を提出した警察署長を経由して、公安委員会に当該標章の再交付を申請することができる。

8 第1項第11号又は第12号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第5の6の申請書に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、第2項に基づき申請書を提出した警察署長を経由して、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

9 （略）

10 第1項第11号又は第12号に規定する標章の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した標章）を新潟県内のいずれかの警察署長を経由して、公安委員会に返納しなければならない。

(1)～(4) （略）

（警察署長の駐車許可）

第7条の5 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、当該車両の駐車が次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1)～(3) （略）

(4) 許可を受けようとする駐車場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認め

類又はその写しを添付しなければならない。

(1) 第1項第11号に掲げる車両に係る標章

イ 当該車両に係る自動車検査証（道路運送車両法第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。第7条の5第3項第1号及び第5号において同じ。）

ロ 当該車両が第1項第11号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

ハ 当該車両に係る用務を疎明する書面

(2) 第1項第12号に掲げる車両に係る標章

イ （略）

ロ 標章の交付を受けようとする者の住民票の写し

4～6 （略）

7 第1項第11号又は第12号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第5の4の申請書により住所地进行管轄する警察署長を経由して、公安委員会に当該標章の再交付を申請することができる。

8 第1項第11号又は第12号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第5の4の申請書に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、住所地进行管轄する警察署長を経由して、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

9 （略）

10 第1項第11号又は第12号に規定する標章の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した標章）を住所地进行管轄する警察署長を経由して、公安委員会に返納しなければならない。

(1)～(4) （略）

（警察署長の駐車許可）

第7条の5 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、当該車両の駐車が次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1)～(3) （略）

(4) 許可を受けようとする駐車場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可

られること。

イ・ロ (略)

ハ 身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

ニ イからハまでの車両以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

- 2 前項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第6の2の駐車許可申請書2通を駐車しようとする場所を管轄する警察署長(複数の場所に駐車しようとする場合で、当該駐車場所を管轄する警察署長が二以上となるときは、そのいずれかの警察署長)に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証等
(2) 当該申請に係る駐車場所及びその周辺の見取図(建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの)等
(3) 当該申請に係る用務を疎明する書面(第1号の自動車検査証等で用務が疎明できる場合を除く。)

- (4) 第1号の自動車検査証等の名義人と申請者が異なる場合は、当該申請に係る用務に当該車両を使用することを疎明する書面

4～6 (略)

(更新申請場所等)

第24条の2 (略)

2～6 (略)

- 7 取消し申請を運転免許証の更新申請と同時に行う場合の申請場所は、第5項の規定にかかわらず、第1項に規定する場所とする。ただし、免許情報記録個人番号カードを有する者が取消し申請を運転免許証の更新申請と同時に行う場所は、第18条の2各号に掲げる場所とする。

(運転経歴情報の抹消)

第24条の8 規則第30条の16第1項の規定により運転経歴情報の抹消の届出をしようとする者は、第18条の2各号に掲げる場所に、運転経歴情報記録個人番号カードを提示するとともに運転経歴情報抹消届(別記様式第12の6)を提出しなければならない。

別表第2 (第7条の3関係)

道路名	区間
(略)	

能と認められること。

イ・ロ (略)

ハ イ及びロの車両以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

- 2 前項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第6の2の駐車許可申請書2通を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証
(2) 当該申請に係る駐車場所及びその周辺の見取図(建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの)
(3) 当該申請に係る用務を疎明する書面

- (4) 第1号の自動車検査証の名義人と申請者が異なる場合は、当該申請に係る用務に当該車両を使用することを疎明する書面

4～6 (略)

(更新申請場所等)

第24条の2 (略)

2～6 (略)

- 7 取消し申請を運転免許証の更新申請と同時に行う場合の申請場所は、第4項の規定にかかわらず、第1項に規定する場所とする。ただし、免許情報記録個人番号カードを有する者が取消し申請を運転免許証の更新申請と同時に行う場所は、第18条の2各号に掲げる場所とする。

(運転経歴情報の抹消)

第24条の8 規則第30条の16第1項の規定により運転経歴証情報の抹消の届出をしようとする者は、第18条の2各号に掲げる場所に、運転経歴情報記録個人番号カードを提示するとともに運転経歴情報抹消届(別記様式第12の6)を提出しなければならない。

別表第2 (第7条の3関係)

道路名	区間
(略)	

市道山の下 河渡線	(略)	市道山の下 河渡線	(略)
市道東 1 - 35号線	新潟市東区末広町180番 4 地先か ら新潟市東区末広町180番 4 地先 まで		
(略)		(略)	

第 2 条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第 5 の 4 及び別記様式第 6 の 2 を次のように改める。

除外標章交付申請書	
年 月 日	
新潟県公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
番 号 標 に 表 示 されている番号	
除 外 を 受 け よ う と す る 期 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 区 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 理 由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する ☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6の2 (第7条の5関係)

駐車許可申請書 警察署長 殿 年 月 日 住所 (所在地) 申請者 氏名 (名称) 電話	
番号標に表示されている番号	
許可を受けようとする日時期間	
許可を受けようとする場所	
許可を受けようとする理由	

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日
 警 察 署 長 印

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第5の4の次に次の2様式を加える。

別記様式第5の5（第7条の2関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
新潟県公安委員会 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5の6 (第7条の2関係)

除外標章記載事項変更届	
新潟県公安委員会 殿	
住所 (所在地)	年 月 日
ふ り が な	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の新潟県道路交通法施行細則別記様式第 6 の 2 の駐車許可申請書（次項において「旧申請書」という。）は、この規則による改正後の新潟県道路交通法施行細則別記様式第 6 の 2 の駐車許可申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧申請書による申請により交付する改正前の新潟県道路交通法施行細則別記様式第 6 の 2 の駐車許可申請書（以下この項において「旧許可証」という。）及び現に交付されている旧許可証は、当該旧許可証の有効期間が満了するまでの間、この規則による改正後の新潟県道路交通法施行細則別記様式第 6 の 2 の駐車許可証とみなす。

正 誤

令和 7 年 3 月 28 日付け新潟県人事委員会規則第 6 -1937 号（市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則）

43 ページから 44 ページまでの

「	2 前項に規定する職員に支給するへき地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、 <u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u>	2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、 <u>当該職員の指定日に勤務する学校が、同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に、前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</u>	」
は			
「	2 <u>前項に規定する職員</u> に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、 <u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u>	2 <u>前項の職員</u> に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、 <u>当該職員の指定日に勤務する学校が、同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に、前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</u>	」
の誤り。			